○内閣府農林水産省令第五号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年八月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　齋藤　健

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為） **第十条の十七**　準用金融商品取引法第三十七条各項の主務省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。第五十七条の三十一の二において同じ。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。第五十七条の三十一の二において同じ。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。 ［一・二　略］ 三　次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。） ［イ～ハ　略］ ニ　次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨 (1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第十条の二十二から第十条の二十四（第一項第四号を除く。）まで、第十条の二十六、第十条の三十及び第五十七条の三十一の九第一項第四号において「契約締結前交付書面」という。） (2)・(3)　略 （特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項） **第十条の十九**　令第八条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価（第十条の二十一、第十条の二十五及び第十条の二十七第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。	（特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為） **第十条の十七**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　［同上］ (1)　準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第十条の二十二から第十条の二十四まで、第十条の二十六及び第十条の三十において「契約締結前交付書面」という。） (2)・(3)　同上 （特定貯金等契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項） **第十条の十九**　令第八条第一号の主務省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定貯金等契約に関して利用者が支払うべき対価（第十条の二十一、第十条の二十五及び第十条の二十七第一項第九号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定貯金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。